高知県生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県生活福祉資金貸付事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第２条　県は、低所得者、障害者又は高齢者の世帯等（以下「低所得世帯等」という。）の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、社会福祉法人高知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行う次に掲げる事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。

　(１)　生活福祉資金貸付事業

　(２)　生活福祉資金貸付事業推進費（事務費）

　(３)　欠損補填積立金

 (４)　生活福祉資金相談体制整備事業

 (５)　生活福祉資金貸付事業推進費（事務費（激甚災害分））

　（補助対象経費、補助基準額及び補助率）

第３条　前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助基準額及び補助率は、別表第１に定めるとおりとする。

　（補助金交付申請書）

第４条　規則第３条第１項及び第２項の補助金等交付申請書及び関係書類は、別記第１号様式によるものとする。

２　県社協は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

　（補助の条件）

第５条　補助金の交付の目的を達成するため、県社協は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

　(１) 補助事業の内容若しくは補助事業に要する経費の配分の変更（区分の配分額の20パーセント以内の変更を除く。）をする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合は、事前に別記第２号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならないこと。

　(２) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

　(３) 知事の承認を受けて補助事業を廃止する場合は、県社協が現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の償還計画等を知事に報告するとともに、補助事業を廃止する期間までの各年度における補助金の合計額を限度として知事が定める額を県に返還しなければならないこと。

　(４) 前号の規定による返還金のうち未貸付金については、補助事業の廃止後直ちに、補助事業の廃止後において受け入れた貸付金の償還金については、その際通知する時期までに県に返還しなければならないこと。

　(５) 知事が県社協の生活福祉資金貸付事業の業務の取扱いが適正を欠くと認め、県社協に対し、是正の措置を講ずるよう指示した場合は、これに従わなければならないこと。

　(６) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具等については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供してはならないこと。

　(７) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

　(８) 知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付しなければならないこと。

　(９) 補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿書類及び証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して５年間保管しておかなければならないこと。

(10)　補助事業の実施に当たっては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければなければならないこと。

　(11) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとすること。

(12)　補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約及び貸付けの相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(13)　補助事業又は県社協に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとすること。

(14)　保有している生活福祉資金貸付事業又は臨時特例つなぎ資金貸付事業に係る貸付原資の額の全部又は一部について、事業の見込みがない等の事実が生じた場合又はその額が、厚生労働大臣が別に定める基準に照らして過大であると認められる場合には、別記第３号様式により知事に報告し、その指示を受け、各年度における補助金の合計額を限度として知事が定める額を県に返還しなければならないこと。

(15)　県税の滞納がないこと。

(16)　前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めて指示した事項

　（概算払）

第６条　知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

２　前項の規定に基づき県社協が概算払を請求しようとするときは、別記第４号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

　（実績報告）

第７条　規則第11条第１項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第５号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の４月30日までに知事に提出しなければならない。

２　県社協は、第４条第２項ただし書の規定により交付申請した場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　補助事業者は、第４条第２項ただし書の規定により交付申請した場合であって、第１項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第６号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

　　　附　則

　（施行期日）

１　この要綱は、平成２年10月１日から適用する。

　　なお、平成２年４月１日から９月30日までの間に世帯更生資金貸付事業補助金に基づき実施した事業については、この要領により実施したものとみなす。

（失効期限等）

２　この要綱は、令和７年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第５条第３号、第４号、第６号から第９号まで及び第13号並びに第７条第３項の規定については、同日以降もなおその効力を有するものとする。

附　則

　この要綱は、平成６年10月24日から施行し、平成６年４月１日から適用する。

 附　則

　この要綱は、平成10年11月20日から施行し、平成10年４月１日から適用する。

 附　則

　この要綱は、平成11年３月19日から施行する。

 附　則

　この要綱は、平成11年11月４日から施行し、平成11年４月１日から適用する。

 附　則

 この要綱は、平成12年３月17日から施行する。

 附　則

　この要綱は、平成13年１月11日から施行し、平成12年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、平成14年３月８日から施行し、平成13年４月１日から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成15年11月26日から施行し、平成15年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、平成17年１月14日から施行し、平成16年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、平成18年３月31日から施行し、平成17年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、平成20年10月23日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成21年11月18日から施行し、同年５月29日から適用する。

　　　附　則

　この要綱は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成24年１月31日から施行し、平成23年４月１日から適用する。

附　則

　この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成30年３月19日から施行する。

 　　附　則

　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

 　　附　則

　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助対象経費 | 補助基準額 |  補助率 |
| １　生活福祉資金 　 貸付事業　 | 　県社協が低所得世帯等の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るために行う生活福祉資金貸付けに要する経費 |  予算の範囲内で補助する。 |  定額 |
| ２　生活福祉資金貸付事業推進費（事務費） | 県社協が生活福祉資金貸付事業を実施するために要する次に掲げる経費(1)　県社協が行う貸付事務の運営費（諸謝金、庁費及び委託料以外は、社会福祉協議会の職員の給与に関する規程及び社会福祉協議会の旅費に関する規程により貸付事務担当職員に対し支給するものに限る。）職員俸給、諸手当、 社会保険料事業主負担金、旅費、諸謝金、庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費並びに賃金）及び委託料(2)　県社協が委託する次に掲げる経費市町村社協が行う貸付事務の連絡及び運営費　職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費及び庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費並びに賃金）(3)　貸付調査及び償還指導のため民生委員に支給した実費弁償費諸謝金、旅費及び庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費並びに借料及び損料）(4)　平成11年７月13日付け社援第1731号厚生省社会・援護局長通知の別紙「生活福祉資金債権管理強化推進事業実施要綱」に基づき行う事業の実施に必要な諸謝金、旅費及び庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費並びに借料及び損料） |  次に掲げる額の合算額 (1)　高知県社会福祉協議会貸付事務費知事が別に定める額 (2)　市町村社会福祉協議会事務費　　　知事が別に定める額 (3)　民生委員実費弁償費　　　知事が別に定める額(4)　生活福祉資金債権管理強化推進事業費　知事が別に定める額 |  　　　　　　　　　　　 定額 |
| ３　欠損補填積立金 |  生活福祉資金貸付金の償還免除額を限度とし、取り崩して貸付資金に充当するための積立金 | 予算の範囲内で補助する。 | 　 定額 |
| ４　生活福祉資金相談体制整備事業 |  市町村社協に配置する相談員等に係る人件費及び活動費　職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費及び庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費並びに賃金） | 知事が別に定める額 | 　 定額 |
| ５　生活福祉資金　　貸付事業推進　　費（事務費　　(激甚災害分)) | 県社協が生活福祉資金貸付事業を実施するために要する次に掲げる経費(1)　県社協が行う貸付事務の運営費（諸謝金、庁費及び委託料以外は、社会福祉協議会の職員の給与に関する規程及び社会福祉協議会の旅費に関する規程により貸付事務担当職員に対し支給するものに限る。）職員俸給、諸手当、 社会保険料事業主負担金、旅費、諸謝金、庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費並びに賃金）及び委託料(2)　県社協が委託する次に掲げる経費市町村社協が行う貸付事務の連絡及び運営費　職員俸給、諸手当、社会保険料事業主負担金、旅費及び庁費（備品費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費並びに賃金）(3)　貸付調査及び償還指導のため民生委員に支給した実費弁償費諸謝金、旅費及び庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費並びに借料及び損料）(4)　平成11年７月13日付け社援第1731号厚生省社会・援護局長通知の別紙「生活福祉資金債権管理強化推進事業実施要綱」に基づき行う事業の実施に必要な諸謝金、旅費及び庁費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費並びに借料及び損料） | 次に掲げる額の合算額 (1)　高知県社会福祉協議会貸付事務費知事が別に定める額 (2)　市町村社会福祉協議会事務費　知事が別に定める額 (3)　民生委員実費弁償費　　　知事が別に定める額(4)　生活福祉資金債権管理強化推進事業費　　　知事が別に定める額 | 　 定額 |

別表第２（第５条関係）

１　暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。

２　暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

３　その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。

４　暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

５　暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

６　暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

７　いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

８　業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

９　その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10　その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第１号様式（第４条関係）

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　年　　月　　日

　　高知県知事　　　　　　　　　様

 　　　　　　　　　　申　請　者

 　　 　　　　　　 住　所

 　　 　　　　 氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　生年月日

補　助　金　交　付　申　請　書

　高知県補助金等交付規則第３条及び高知県生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱第４条第１項の規定により、　　　　年度高知県生活福祉資金貸付事業費補助金の交付を下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

 １　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

 ２ 補助事業の目的及び内容

 ３ 添付書類

　（１）高知県生活福祉資金貸付事業費補助金所要額調書（別紙１）

　（２）高知県生活福祉資金貸付事業（生活福祉資金貸付事業推進費）内訳書（別紙２－１）

　（３）高知県生活福祉資金貸付事業費補助金所要額内訳書（別紙２－２）

　（４）生活福祉資金貸付事業計画書（別紙３）

　（５）収支予算書

　（６）県税の滞納がない旨を証する納税証明書

　（７）（１）から（６）までに掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

（別紙１）

高知県生活福祉資金貸付事業費補助金所要額調書

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  事　　業　　名 | 総 事 業 費 　　　 Ａ |  対象経費の 支出予定額 　 Ｂ |  基　準　額 　 Ｃ |  選　　定　　額 (ＢとＣとを比較して少ない方の額) 　　　　　　　Ｄ |  県補助基本額 Ｅ |  県補助所要額 Ｆ |  備　　 　考 |
|  １ 生活福祉資金 貸付事業　　 |  |  |  |  |  |  |  |
|  ２ 生活福祉資金貸付事業推進費　　（貸付事務費） |   |  |  |  |  |  |  |
|  ３ 欠損補填積立金 |   |  |  |  |  |  |  |
| ４ 生活福祉資金相談体制整備事業 |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ 生活福祉資金貸付事業推進費（貸付事務費（激甚災害分）） |  |  |  |  |  |  |  |
|  合　　　　計 |   |  |  |  |  |  |  |

 （注）１　Ａ欄は、県社協が生活福祉資金の貸付け等の事務を行うために必要な経費の支出予定額を記入してください。

 　　　２　Ｂ欄は、Ａ欄の経費のうち補助対象となる経費の支出予定額を記入してください。1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨ててください。

　　　　　　 ３　Ｅ欄は、Ｄ欄の額を記入してください。

（別紙２－１）

**高知県生活福祉資金貸付事業（生活福祉資金貸付事業推進費）内訳書**

 　　　　　　　　 （単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  生活福祉資金貸付事業 生活福祉資金貸付事業推進費内訳 |  総　事　業　費 (Ａ) |  対 象 経 費 の 支 出 予 定 額 (Ｂ) |  基　　準　　額 (Ｃ) |  選　　定　　額 (Ｂ)と(Ｃ)とを比較して少ない方の額 　　　　(Ｄ) |  県 補 助 基 本 額 (Ｅ) |  県 補 助 所 要 額 (Ｆ) |
|  県社会福祉協議会① 貸付事務費 |   |  |  |  |  |  |
|  市区町村社会福祉② 協議会事務費 |   |  |  |  |  |  |
| ③ 民生委員実費弁償費 |   |  |  |  |  |  |
|  生活福祉資金債権管理④ 強化推進事業 |   |  |  |  |  |  |
|  合　　　 計 |   |  |  |  |  |  |

（別紙３）

生活福祉資金貸付事業計画書

１　高知県社会福祉協議会事業計画

 （１）職員配置

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 職　員 |  | 備　　考 |
| 専　任 | 兼　任 |
| 社会福祉協議会職員同上中貸付事務職員 | 人 | 人 | 人 |  |

 （注）兼任の場合は、「備考」欄にその本務を記入してください。

　（２）生活福祉資金運営委員会

 ア　委員の定数 名

　　　イ 委員会開催計画 年間　　　回（月　　　回）

 （３）貸付業務委託市町村社協数 箇所

 （管内市町村社協数　　　　　　箇所）

 （４）指導監査実施計画

　　　　　　実施回数　　　　　　　回

　（５）生活福祉資金債権管理強化推進事業事業計画

|  |  |
| --- | --- |
| 事　業　概　要 | 備　考 |
|  |  |

第２号様式（第５条関係）

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　高知県知事　　　　　　　　　様

 　　　　　　　　　 申　請　者

 　　 　　　　　　　　住　所

 　　 　　　　　　氏　名

変更（中止・廃止）承認申請書

　　　　　年　　月　　日付け高知県指令　第　　　号で補助金の交付の決定通知がありました　　年度高知県生活福祉資金貸付事業の内容等に変更（中止・廃止）が生じましたので、高知県生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱第５条第１号の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

　１　補助金既交付決定額 　　　　　 　　　　　 円

 （事業名）

　２　今回補助金増額（減額）交付申請額 　 　　　　　　 円

 ３　変更（中止・廃止）事項

 ４　添付書類

　（１）収支予算書

　（２）変更（中止・廃止）理由書

第３号様式（第５条関係）

 　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

 高知県知事　　　　　　　様

 　　　　 申　請　者

住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

 年度高知県生活福祉資金貸付事業費補助金の返還について

高知県生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱第５条第１４号の規定により、下記のとおり報告します。

記

１ 対象となる資金の種類 　　　 　　　 資金分

２ 　　 年度末現在保有資金額　　 金 　　　 円

３ 補助返還額　　　　　 　　 金 　　　円

４ 補助返還理由と返還額の算出根拠

５ その他参考となる資料

第４号様式（第６条関係）

概　　　算　　　払　　　請　　　求　　　書

　高知県生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱第６条第２項の規定により、　　　年高知県生活福祉資金貸付事業費補助金（交付決定通知番号高知県指令　　第　　　号）を、下記のとおり概算交付されるよう請求します。

記

 補助金交付決定額 　 円

 既交付額 　 円

 今回請求額 　 円

 　　　　年　　月　　日

　 高知県知事　　　　　　　　　様

 　　　　 　　申請者

 　　　　　　　住　所

 　　　　　　　氏　名

第５号様式（第７条関係）

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　高知県知事　　　　　　　　　様

 　　　　　　　　　　申　請　者

 　　 　　　　　　　　住　所

 　 　　 　　　　　　　　氏　名

事　業　実　績　報　告　書

　　　　　年　　月　　日付け高知県指令　第　　　号で補助金の交付の決定通知がありました　　　　年度高知県生活福祉資金貸付事業が完了しましたので、高知県生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱第７条第１項の規定により、下記のとおり報告します。

記

 １　補助金精算額

 金　　　　　　　　　　　　　　円

 ２ 補助金受入年月日

 　　　　年　　月　　日

 ３ 添付書類

 （１）高知県生活福祉資金貸付事業費補助金精算額調書（別紙１）

 （２）高知県生活福祉資金貸付事業（生活福祉資金貸付事業推進費）内訳書（別紙２－１）

 （３）高知県生活福祉資金貸付事業費補助金精算額内訳書（別紙２－２）

 （４）生活福祉資金貸付事業実施状況報告書（別紙３）

 （５）収支決算書（見込み書）

（別紙１）

高知県生活福祉資金貸付事業費補助金精算額調書

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  事　　業　　名 |  総 事 業 費 　　 Ａ |  対象経費の 支出済み額 　 Ｂ |  基　準　額 　 Ｃ |  選　　定　　額 (ＢとＣとを比較して少ない方の額) 　　　　　　　Ｄ |  県 補 助 基 本 額 Ｅ |  県 補 助 所 要 額 Ｆ |  県補助金 交付決定 額 Ｇ |  県補助金 受入済額 Ｈ |  差引き過不足額 |
|  過 Ｉ (Ｈ－Ｆ) | 不足 Ｊ(Ｆ－Ｈ) |
|  １ 生活福祉資金 貸付事業　　 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  ２ 生活福祉資金貸付事業推進費　　（貸付事務費） |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  ３ 欠損補填積立金 |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  ４ 生活福祉資金相談体制整備事業 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ５ 生活福祉資金貸付事業推進費（貸付事務費（激甚災害分）） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  合　　　　計 |   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

 （注）１　Ａ欄は、県社協が生活福祉資金の貸付け等の事務に要した経費の実支出額を記入してください。

 ２　Ｂ欄は、Ａ欄の経費のうち補助対象経費の実支出額を記入してください。1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨ててください。

　　　 ３　Ｅ欄は、Ｄ欄の額を記入してください。

（別紙２－１）

**高知県生活福祉資金貸付事業（生活福祉資金貸付事業推進費）内訳書**

 　　　　　　 （単位：円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 生活福祉資金貸付事業生活福祉資金貸付事業推進費（激甚災害分）内訳 |  総　事　業　費 (Ａ) |  対 象 経 費 の 支 出 済 額 (Ｂ) |  基　　準　　額 (Ｃ) |  選　　定　　額 (Ｂ)と(Ｃ)とを比較して少ない方の額 　　　　(Ｄ) |  県 補 助 基 本 額 (Ｅ) |  県 補 助 所 要 額 (Ｆ) |
|  県社会福祉協議会① 貸付事務費 |   |  |  |  |  |  |
|  市区町村社会福祉② 協議会事務費 |   |  |  |  |  |  |
| ③ 民生委員実費弁償費 |   |  |  |  |  |  |
|  生活福祉資金債権管理④ 強化推進事業 |   |  |  |  |  |  |
|  合　　　 計 |   |  |  |  |  |  |

（別紙３）

生活福祉資金貸付事業実施状況報告書

１　高知県社会福祉協議会事業実施状況

 （１）職員配置

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 職　員 |  | 備　　考 |
| 専　任 | 兼　任 |
| 社会福祉協議会職員同上中貸付事務職員 | 人 | 人 | 人 |  |

 （注）兼任の場合は、「備考」欄にその本務を記入してください。

　（２）生活福祉資金運営委員会

 ア　委員の定数 名

　　　イ 委員会開催回数 年間　　　回（月　　　回）

 （３）貸付業務委託市町村社協数 箇所

 （管内市町村社協数　　　　　　箇所）

 （４）指導監査実施状況

　　　　　　実施回数　　　　　　　回

　（５）生活福祉資金債権管理強化推進事業実施状況

|  |  |
| --- | --- |
| 事　業　実　施　状　況 | 備　考 |
|  |  |

第６号様式（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第　　　　　　　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　高知県知事　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者 住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　年度高知県生活福祉資金貸付事業費補助金に係る

　　　　　　　消費税仕入控除税額等報告書

　　　　　年　　月　　日付け高知県指令　　　　　　　号で交付の決定（又は変更決定）を受けました標記補助金について、高知県生活福祉資金貸付事業費補助金交付要綱第７条第

３項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　該当事業

２　内　　容

|  |  |
| --- | --- |
| 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額（補助金交付決定額） | 円 |
| 実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等 | (a)円 |
| 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | (b)円 |
| 補助金返還相当額 | (b)－(a)円 |

　　（注）事業主体別の内訳資料、国税還付金振込通知書（写し）その他参考となる資料を添えてください。